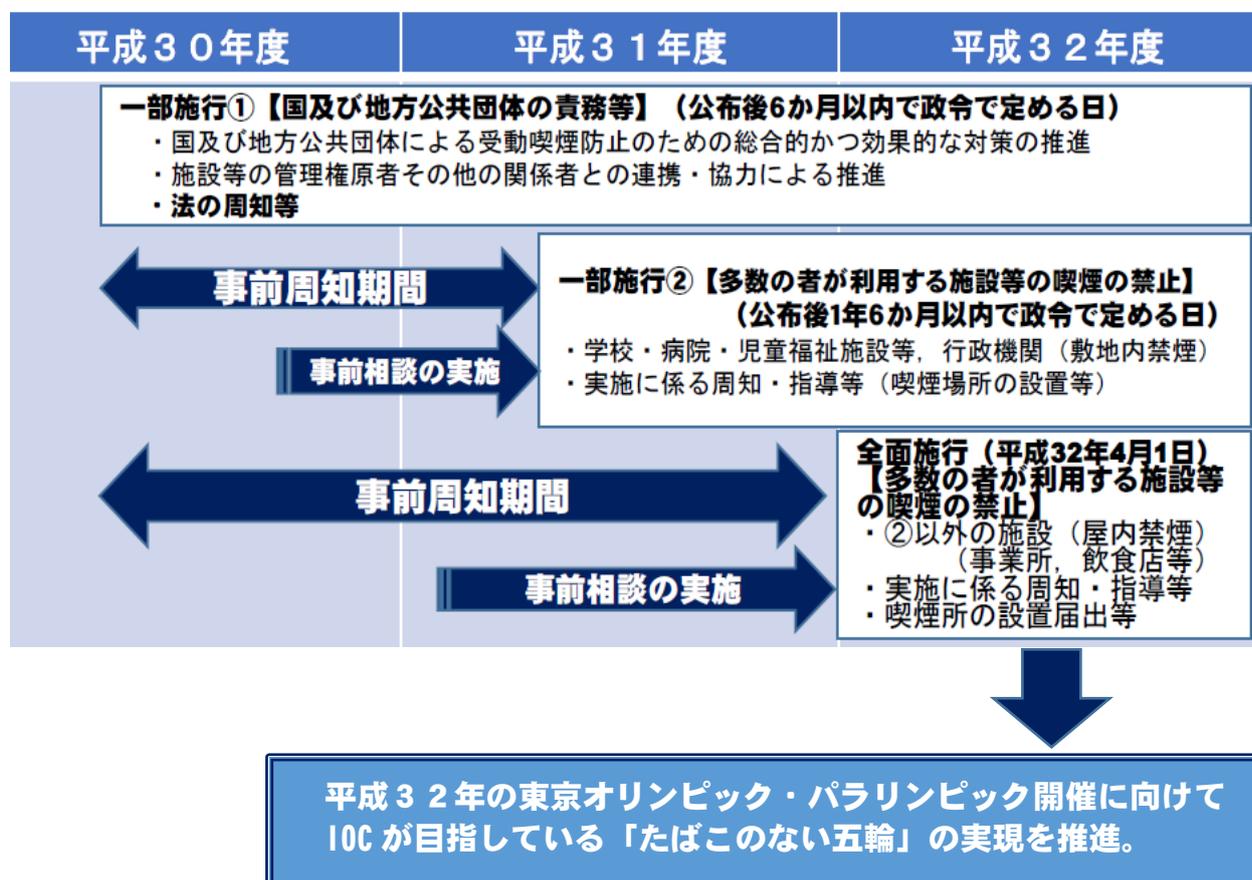


第3期宮城県がん対策推進計画について

- 1 第3期宮城県がん対策推進計画における受動喫煙にかかる個別目標の設定について
 - ・平成30年6月の第1回宮城県がん対策協議会において、第3期宮城県がん対策推進計画（以下「第3期計画」という。）第4章1（1）のうち、受動喫煙にかかる個別目標について「健康増進法の改正を受けて、目標値を0と設定する。」との意向が示された。
- 2 改正健康増進法を踏まえた受動喫煙防止対策について
 - (1) 改正健康増進法の概要について
 - イ 法改正の概要等
 - ・国では、「望まない受動喫煙の防止」を図るため、受動喫煙による健康影響が大きい子ども及び患者等に特に配慮し、施設の類型や場所ごとに受動喫煙防止対策を推進することを目的に、健康増進法が改正された（H30.7.25 公布）。
 - ・また、規定に違反した場合に適用される罰則規定を初めて加えた。
 - ロ 改正健康増進法の施行スケジュール

法の完全施行は H32.4.1 であるが、公布日（H30.7.25）から3段階で施行される。



(2) 本県の受動喫煙防止対策について

イ 対応方針

県民及び施設管理権原者等へ法の趣旨・内容等の周知を徹底し、「改正健康増進法の基準遵守」を目指すとともに、「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」を改定し、さらなる受動喫煙防止対策を進めていく。

ロ 取組等

改正健康増進法施行により対策が強化されることを踏まえて、第2次みやぎ21健康プランの目標値を見直し、受動喫煙防止に係る取組を推進する。

※関連計画：第2次みやぎ21健康プラン、第3期宮城県がん対策推進計画、第7次地域医療計画

指標項目		基準値 (H22)	直近値 (H28)	目標値 (H34) (策定時)	目標値(H34) (中間評価時)	新目標値 (案)
受動喫煙の機会を有する人の割合の低下	家庭(毎日)	17.6%	17.8%	3%	3%	0%
	職場(毎日・時々)	41.7%	37.6%	受動喫煙のない職場の実現	0%	
	飲食店(毎日・時々)	40.3%	40.4%	10%	今後設定	

3 第3期計画の改定(案)について

(1) 受動喫煙に係る目標値の設定

第3期計画第4章1(1)において設定及び今後設定とした、受動喫煙に係る各目標値について、第1回宮城県がん対策推進協議会における提言を踏まえ、健康増進法の改正及び第2次みやぎ21健康プランの目標値が見直しとなったことから以下のとおり目標値を設定する。

目標	現況値	目標値	期限	新目標値(案)
④受動喫煙の機会を有する者の割合の低下「家庭(毎日)」	17.8%	3%	平成34(2022)年度	0%
受動喫煙の機会を有する者の割合の低下「職場(毎日・時々)」	37.6%	0%		
受動喫煙の機会を有する者の割合の低下「飲食店(毎日・時々)」	40.4%	今後設定		

4 今後のスケジュール

- ・平成31年2月 本協議会において、目標値の設定及び変更について決議
- ・平成31年3月(予定) 第3期宮城県がん対策推進計画の改定及び施行並びに公表